

航行不能航空機撤去作業に関する同意書

(運航者・航空機使用事業者用)

広島空港の使用に際し、航空機が滑走路等において航行不能の状態に陥った場合の対応について、以下の事項に同意します。

1. 原則として、航行不能航空機の撤去又は移動(以下「移動等」という。)は運航者又は所有者(以下「運航者等」という。)の責任により行うこと。また、撤去等については空港運用への影響を考慮し、速やかに実施すること。
2. 撤去等については、あらかじめ広島国際空港株式会社(以下「HIAP」という。)と調整し提出した「運航者撤去作業計画」に基づき行うこと。
3. 撤去作業の見通し等に関する情報について、速やかに HIAP に通知すること。
4. 上記のほか、航空機撤去に必要な事項について、広島国際空港株式会社代表取締役社長(以下「HIAP 社長」という。)又は HIAP 社長が指名する撤去作業調整者の指示に従うこと。
5. 撤去等に関連して生じた費用(※1)について負担するものとし、HIAP の指定する期日までに指定の方法により支払うこと。
6. 運航者等は、必要に応じ撤去作業の全部又は一部を HIAP に依頼することができるものとする。
ただし、その場合は以下の事項に同意すること。
 - (1) HIAP が撤去等を行う場合は、第三者に撤去作業や資機材の提供及び人員の手配を依頼することがあること。
 - (2) HIAP が行った撤去作業並びに撤去に使用した資機材等の使用により生じた費用(※2)について負担することとし、HIAP が指示する方法により支払うこと。なお、原則として HIAP は立替払いを行わない。
 - (3) HIAP が行った撤去作業によりやむを得ず生じた損害については、一切の請求を行わないこと。
 - (4) HIAP が行った撤去作業により負傷者が発生した場合における運航者等に対する損害賠償請求を妨げないこと。
 - (5) 運航者等は撤去作業を HIAP に依頼する場合においても、最善の協力を行うこと。
 - (6) 運航者等は、他の運航者又は所有者(※3)と共同で航空機を所有又は使用している場合は、当該航空機のすべての運航者及び所有者の代理人又は代表者として本同意書に同意するものとし、本同意書と共に他の運航者及び所有者の委任状又は同意書を提出すること。また、所有者又は運航者が新たに追加された場合は、当該新規所有者又は運航者に対して本同意書の内容を説明し、委任状又は同意書を速やかに取得・提出することとし、取得が完了するまでは代表者が責任をもって本同意書の履行を確保するものとする。さらに、運航者等は、HIAP が本同意書に従って航行不能航空機を撤去等することによって他の運航者又は

所有者に対して何ら責任を負うことのないよう必要な措置(※4)をとること。

7. 上記の履行について、運航者等が撤去等の見通しを立てるまでに相当の時間を要するなど、滞留旅客や気象状況等を総合的に考慮し、空港運用に甚大な影響を及ぼすと HIAP が判断した場合には、運航者等からの依頼によらず HIAP が運航者等に連絡した上で、撤去等を行う場合があること。なお、その場合に生じる費用負担等については、上記 6. に従う。
8. 上記事項の履行に際して障害が生じないよう、運航者等は必要に応じ、あらかじめ保険会社との間で調整を行うこと。
9. HIAP が運航者等による本同意書の履行に疑義があると判断した場合には、当該運航者等に対して空港の使用停止その他必要な措置がとられること。
10. 本同意書に定めのない事項又は本同意書の解釈について疑義が生じた場合は、HIAP と協議し、速やかに解決を図ること。

※1 撤去した航空機を保管(仮置き)する空港用地や施設の使用料、空港機能に損害が発生した場合の現状復帰に係る費用等を含む。

※2 機材借上賃、機材損料、役務費、運搬費用等を含む。

※3 リース会社等を含む。

※4 「必要な措置」とは、早期に空港運用を再開できるよう、撤去作業を円滑に進めることを目的として、運航者が次の対応を行うことをいう。

- ・他の運航者又は所有者から異議や不満が出た場合でも、撤去作業に支障が生じないよう、説明、その他の調整を行うこと。

- ・上記により、HIAP が本同意書に基づいて行う撤去作業について、他の運航者又は所有者から責任追及がなされないようにすること。

yyyy 年 mm 月 dd 日

運航者等名

署名：